

海老名市

食物アレルギー対応の手引き

令和6年1月

第二次改訂版

海老名市教育委員会

【 目 次 】

はじめに	1
1 食物アレルギーとは	2
2 食物アレルギーの症状	3
3 食物アレルギー対応の基本方針	4
4 学校給食における食物アレルギー対応の共通理解	5
5 食物アレルギー対応の全体像	6
6 小学校における食物アレルギー対応の流れ	7
7 中学校における食物アレルギー対応の流れ	8
8 食物アレルギー対象者の把握	9
9 食物アレルギー個別面談と対応の決定	10
10 学校給食の対応方法	11
11 給食指導中の注意事項	12
12 校内体制づくり	13
13 教職員等の役割分担	14
14 日常における指導と配慮	15
15 その他の学校生活上の留意点	16
16 緊急時対応への備え	17
17 食物アレルギー緊急時対応マニュアル	19
【様式集】	27
・ 食物アレルギー調査票（就学前児童用）	様式 1
・ 食物アレルギー調査票（転入生・新規発症用）	様式 2
・ 食物アレルギー個人調査票（小学校のみ）	様式 3
・ 学校生活管理指導表	様式 4
・ アドレナリン自己注射薬に関する依頼書	様式 5
・ 学校給食食物アレルギー対応申請書	様式 6
・ 学校給食食物アレルギー対応解除届	様式 7
・ 学校給食費還付申請書	その他

はじめに

近年、児童生徒を取り巻く生活環境や社会環境の急激な変化は、児童生徒の心身の健康面にも大きな影響を及ぼし、特に、学校生活においては、アレルギー疾患への対応が重要課題となっております。

特に食物アレルギーには、多様な病型や反応が含まれ、これらは長期にわたり管理を要するとともに、アナフィラキシーなど場合によっては生命に関わるという側面もあり、細心の注意を払うことが求められています。

海老名市教育委員会では、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人 日本学校保健会発行）」に基づき、平成 25 年度から手引きを作成し平成 28 年度に一次改訂を行う等して進めてまいりました。

令和元年度に上記ガイドラインが改訂され、日々内容が更新される中で、海老名市としても、令和 6 年度から中学校完全給食が開始されることを受け、「食物アレルギー対応の手引き検討委員会」を発足し、内容の精査と検討を重ねてまいりました。

さらにアレルギー専門医師より御助言いただき、食物アレルギーに関する最新の知見を踏まえながら学校の実態に即した手引きになるよう見直しをすすめました。

食物アレルギーを持つ児童生徒の対応について、保護者の皆様や教職員の皆様に本手引きを使用していただき、共通の理解と認識のもと適切な支援が推進されることを願っております。

参考・引用資料

<厚生労働省>

■アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年 6 月成立，平成 27 年施行）

<文部科学省>

■学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年年 3 月）

<消費者庁>

■知っておきたい食品の表示

<日本学校保健会> <https://www.hokenkai.or.jp/>

■学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

■学校保健ポータルサイト <https://www.gakkohoken.jp/>

<独立行政法人 環境再生保全機構>

■よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版

<神奈川県教育委員会>

■食物アレルギー緊急時対応マニュアル



1 食物アレルギーとは

【食物アレルギーとは】

腸管だけでなく、皮膚、粘膜、気道から吸収された食物に対して、体を守るはずの免疫システムが、過敏に反応して起きる有害な症状をいいます。

鶏卵、牛乳、小麦はアレルギーを起こしやすい食物ですが、他にも様々な食物がアレルギーを起こします。

【食物アレルギーの原因となる特定原材料】

▼ 特定原材料 8品目 表示義務



▼ 特定原材料に準ずるもの 推奨20品目



注) 2024 年 3 月 28 日付で、特定原材料に準ずる推奨 20 品目において、まつたけが削除され、マカダミアナッツが追加されました。

出典：(公財) ニッポンハム食の未来財団ホームページ
(<https://www.miraizaidan.or.jp/allergy/illustrations.html>)

【食物アレルギーの病型（タイプ）】



年齢によって起こりやすい特徴的なタイプがあります。
症状は摂取するアレルゲン量や年齢により出現の仕方が異なります。

- 即時型症状
- 口腔アレルギー症候群
- 食物依存性運動誘発アナフィラキシー



2 食物アレルギーの症状

【食物アレルギーにより引き起こされる症状】

症状は多岐にわたります。少し痒いといった軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状までさまざまです。

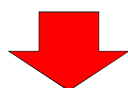
全身の症状	呼吸器の症状	消化器の症状	皮膚の症状	粘膜の症状
・ぐったり ・意識もうろう ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい、不規則 ・唇や爪が青白い	・のどや胸がしめつけられる感じ ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・息がしにくい ・持続する強い咳き込み ・ゼーゼーする呼吸	・持続する強い（がまんできない）腹痛 ・繰り返す嘔吐	・かゆみ ・じんましん ・赤くなる	・顔全体の腫れ ・まぶたの腫れ ・目のかゆみ、充血 ・口の中の違和感 ・唇の腫れ ・くしゃみ ・鼻水 ・鼻づまり

アナフィラキシーとは



アレルギー反応により、一つの臓器にとどまらず、皮膚、呼吸器、消化器、循環器、神経などの複数の臓器に重篤な症状が現れる場合をアナフィラキシーと呼びます。

アナフィラキシーには、運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。食物のほか、昆虫刺傷・医薬品・ラテックス（天然ゴム）でも起こります。



アナフィラキシーショックとは

アナフィラキシーにおいて、血圧が低下し意識の低下や脱力を来するような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命をおびやかす可能性のある最も危険な状態をいいます。これは緊急性が高いことを意味します。



救急です！いまエピペンを打ちました！



他の児童生徒を別室へ移動させました！！



3 食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギー対応の多くは学校給食に関するのですが、給食の場面以外でも配慮を要することがあります。海老名市立小中学校では次の事項を基本方針とします。

1 安全・安心な食事環境となることを最優先に考えます。

2 食物アレルギー対応が必要な児童生徒を明確にします。

医師の指示内容「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に

則った対応をしていきます。

そのため、保護者には1年毎の見直しを求めています。

3 海老名市の学校給食の対応方法を次の3種類とします。

① 献立表対応

② 弁当対応(完全弁当・一部弁当)

③ 食物アレルギー対応食(除去食・代替食)

4 給食場面以外の学校教育活動において必要な配慮を行っていきます。

① 食物・食材を扱う授業・活動

② 運動(体育・クラブ活動・部活動等)

③ 宿泊を伴う校外活動

4 学校給食における食物アレルギー対応の共通理解

まず、改訂をすすめるにあたり、基本的な食物アレルギーに対応した給食の種類等についての表現の統一を図ることとし、次のように示します。海老名市立小中学校でも、共通理解が図れ、これを前提とした取り組みが徹底されるよう整理をします。

対応の種類

● 献立表対応

メニューごとの原材料を全て献立表に記載し、保護者に事前に伝えます。保護者は、その情報に基づいてメニューの中から取り除いて食べるもの、または食べるメニューと食べないメニューを決め、それを児童生徒らに指示します。

※牛乳アレルギーの場合は、給食の申し込み時に、牛乳(乳飲料を含む)のみ注文しないという選択ができます。



● 弁当対応

給食を全く食べず全て弁当を自宅から持参する「完全弁当対応」と、食べられない一部のメニュー(主食や果物など)の代わりに部分的に自宅から弁当を持参する「一部弁当対応」があります。



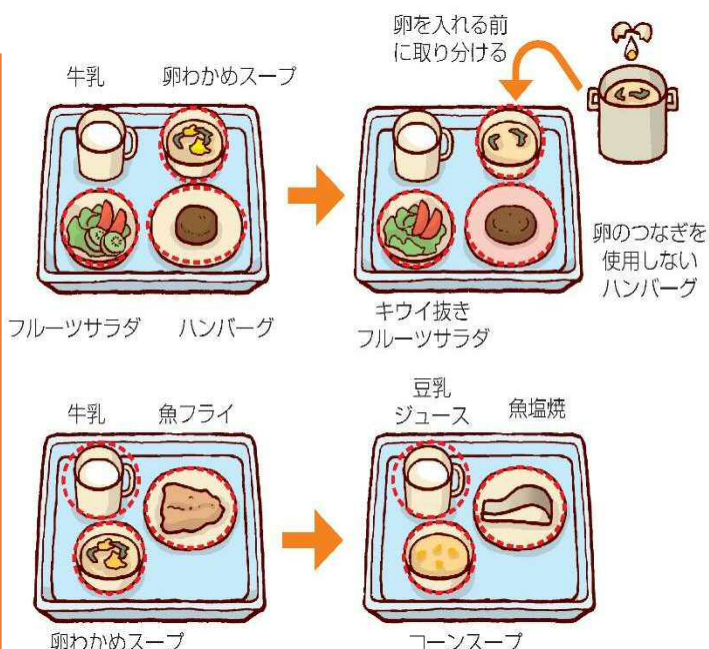
食物アレルギー対応食

● 除去食

広義の除去食は単品の牛乳や果物を除いて提供する給食を含みますが、本来の除去食は調理の過程で特定の原材料を加えない、または除いた給食を提供することを指します。安全性を最優先に考えると、給食対応の基本と考えられます。

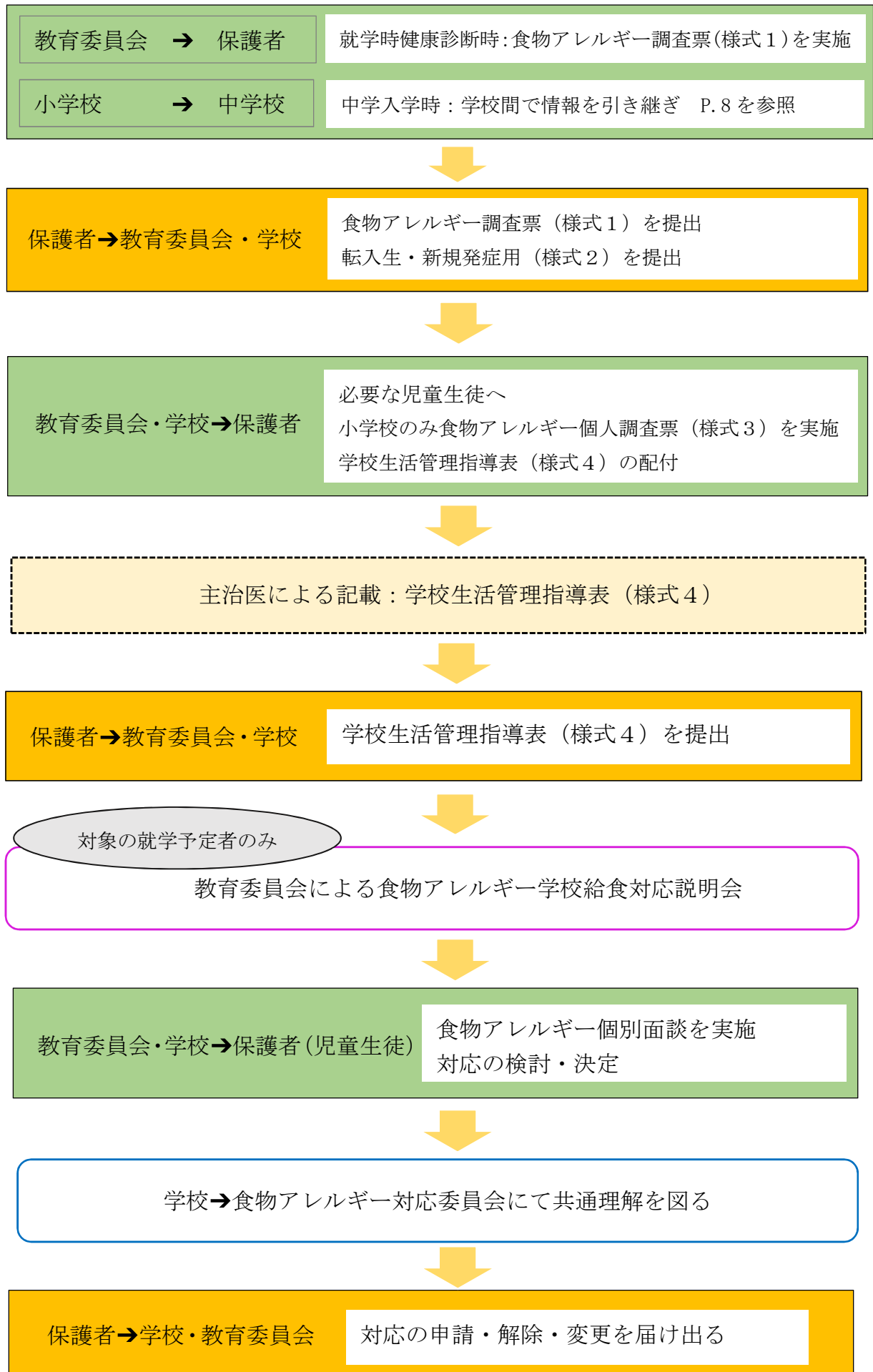
● 代替食

除去した食材に対して、代替りの食材を加えたり、調理法を変えたりして完全な献立(栄養価を調整されたもの)を提供することをいいます。栄養価を考慮せずに代替提供される給食は、厳密には代替食とはいいません。代替食の調理には事前の準備と人手や調理環境が必要となるため、理想的な給食対応ではありませんが、実際にごく一部の調理場でしか実現できません。



(引用：よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2021 改訂版)

5 食物アレルギー対応の全体像



6 小学校における食物アレルギー対応の流れ

	就学時	進級時・転出時	転入・新規発症
対応の有無の把握	○新入学児に食物アレルギー調査票【様式1】を郵送 ○就学時健康診断時に【様式1】を回収 食物アレルギーあり ○就学時健康診断で【様式3・4】の配付 【様式3】食物アレルギー個人調査票 【様式4】学校生活管理指導表	12月～1月 【様式3・4・6の写し】を中学校へ提出。	随時 【様式2】を配付 食物アレルギーあり 【様式3】を配付・提出依頼
	12月食物アレルギー学校給食対応説明会 ○保護者から【様式3・4】の回収 ○教育委員会・栄養士との面談 ○アレルギー対応が必要な児童への学校生活管理指導表【様式4】の再度提出依頼 ○学校への連絡・面談日程調整	3～4月 【様式3】を保護者へ返却、内容を確認し再度提出してもらうよう依頼。変更があれば、その旨を記入し学校へ提出。 保護者の申し出により管理が不要の場合、学校と確認し、返却も可能。	食物アレルギー学校対応希望 学校生活管理指導表【様式4】の提出依頼 教育委員会へ連絡 面談日程調整
内容の把握・情報の共有・共通理解	学校での食物アレルギー個別面談（2～4月）※1 ○面談実施 ○学校生活管理指導表【様式4】の回収 ※【様式4】の写しを市教委へ2部提出（こどもセンターと食の創造館で保管。市教委で集計） 食物アレルギー対応申請 保護者へ提出依頼 ○アドレナリン自己注射（エピペン®）に関する依頼書【様式5】※原本を学校保管 ○食物アレルギー対応申請書【様式6】 ※原本を市教委へ提出、写しを学校保管 ○緊急時の連絡先や各種様式、面談記録等を取りまとめた「個人ファイル」を作成	【様式4】学校生活管理指導表は、毎年提出 ※写しを1部市教委へ提出 <市内外への転出> 保護者へ預かっていた書類及びエピペン®等を全て返却する。 市内の場合は、 ①養護教諭等の担当者間で対応方法を電話等で引き継ぐ。 ②保護者は改めて転出先の学校に申請をする。 ③学校は新たに【様式4・6】を市教委へ提出する。	学校での食物アレルギー個別面談を随時行う。 ※1へ
解除・変更	保護者から対応の解除の連絡⇒食物アレルギー対応解除届【様式7】の提出依頼 保護者から対応の変更の連絡⇒食物アレルギー対応申請書【様式6】 ☒変更にして提出 ※【様式6】【様式7】の原本を市教委へ提出、写しを学校保管		

7 中学校における食物アレルギー対応の流れ

	入学時	進級時・転出時	転入・新規発症
対応の有無の把握・内容の把握・情報の共有・共通理解	○小学校より引継ぎ【様式3・4・6の写し】 ○入学説明会等で保護者へ対応方法に変更がないかを確認 ○保健調査票の記載内容を確認 食物アレルギーの対応・管理の必要あり ↓ 【様式4】学校生活管理指導表の配付 ○個別面談の日程調整 中学校対応	<<進級時>> ○引き続き給食対応を希望する場合は、必要に応じ、本人・保護者・学校で個別面談を実施。 (※継続のため教育委員会の面談はなし) ○新たに給食対応を希望する場合は、保護者が学校へ申し出る。 (※以降、新規発症と同様の対応)	随時 【様式2】を配付 保健調査票の記載を確認 食物アレルギーあり ↓ 食物アレルギー学校対応希望 ↓ 学校生活管理指導表【様式4】の提出依頼 教育委員会へ連絡 面談日程調整 ↓ 学校での食物アレルギー個別面談を随時行う。 ※1へ
	学校での食物アレルギー個別面談（2～4月）※1 ○面談実施 ○学校生活管理指導表【様式4】の回収 ※【様式4】の写しを市教委へ2部提出 (こどもセンターと食の創造館で保管。市教委で集計) 食物アレルギー対応申請 ↓ 保護者へ提出依頼 ○アドレナリン自己注射(エピペン®)に関する依頼書 【様式5】※原本を学校保管 ○食物アレルギー対応申請書【様式6】 ※原本を市教委へ提出、写しを学校保管 ○緊急時の連絡先や各種様式、面談記録等を取りまとめた「個人ファイル」を作成	3月～4月 【様式4】学校生活管理指導表は、毎年提出 ※写しを1部市教委へ提出 <市内外への転出> 保護者へ預かっていた書類及びエピペン®等を全て返却する。 市内の場合は、 ①養護教諭等の担当者間で対応方法を電話等で引き継ぐ。 ②保護者は改めて転出先の学校に申請をする。 ③学校は新たに【様式4・6】を市教委へ提出する。	
解除・変更	保護者から対応の解除の連絡⇒食物アレルギー対応解除届【様式7】の提出依頼 保護者から対応の変更の連絡⇒食物アレルギー対応申請書【様式6】 ☒変更にして提出 ※【様式6】【様式7】の原本を市教委へ提出、写しを学校保管		

8 食物アレルギーの対象者の把握

在籍予定又は在籍している児童生徒を対象に、スクリーニングや継続管理の目的で食物アレルギーの有無、個別の状況や程度（軽症～重症）等について、食物アレルギー調査票や、引継ぎ等で把握をします。

小学校

教育委員会 → 保護者

就学時健康診断時：食物アレルギー調査票（様式1）

中学校

小学校 → 中学校

中学校入学時：養護教諭等で引継ぎ（様式3・4・6の写し）

対象の就学予定者のみ

市教育委員会による食物アレルギー学校給食対応説明会

（内容）

- ・海老名市立小学校における食物アレルギー対応について
- ・学校給食の対応の種類
- ・個別相談 等

【食物アレルギー対応の必要がある児童生徒の把握】

- 把握は【食物アレルギー調査票（様式1） 転入生・新規発症用（様式2）】で行う。
- 中学校は、小学校より引き継ぐ様式3・4・6及び保健調査票で行う。
- 小学校は、食物アレルギー個人調査票（様式3）を参考に使用する。



【食物アレルギー対応の必要がある児童生徒へ病院受診及び書類提出の依頼】

主治医による記載：学校生活管理指導表（様式4）

次に当てはまる場合は、【学校生活管理指導表（様式4）】の提出を保護者に依頼する。

- ①これまでの発達段階において給食や家庭で何らかの対応をしていた場合
- ②エピペン®を処方されている等で給食場面以外の学校教育活動において配慮が必要な場合



教育委員会・学校 ↔ 保護者

学校における個別面談日の日程調整

9 食物アレルギー個別面談と対応の決定

食物アレルギー個別面談は、保護者が学校生活管理指導表（様式4）を提出することで設定されます。なお、個別面談は、初回のみでなく対応の継続中において確認が必要な時や、エピペン®を処方されている時に必要に応じて学校で行います。

面談参加者：保護者・（児童生徒）・校長（教頭）・担任（学年）・

養護教諭・給食食育担当・教育委員会・栄養教諭等

【確認すること】

- ☐ アレルギー発症時の様子や、気づいたきっかけ・経緯
- ☐ 過去に経験したアレルギー症状と程度、対処法
- ☐ 医療機関への受診状況
- ☐ 「学校生活管理指導表」の記載内容
- ☐ 内服薬やエピペン®の管理・保管方法
- ☐ 給食時における配慮
- ☐ その他留意事項



【理解を求めること】

- ☐ 食したことがないアレルゲンと思われるものを学校で初めて食べることがないようにする。試す場合は、家庭で日中の医療機関が開いている安全な時間帯に行ってもらう。
- ☐ 献立表対応は、保護者と学校の双方が責任を持つて行う。
- ☐ 医師から除去を指示されているアレルゲンに関しては、その食品を食さないように管理し、家庭から一部弁当持参または、完全弁当持参の対応をする。
- ☐ 食物アレルギー対応食提供による事故を防ぐため、対応できる範囲を説明する。

海老名市の食物アレルギー対応食は、共同調理場方式でも自校給食方式でも、乳と鶏卵の2つのアレルギーがある児童生徒のみが対象となる。

例)

アレルゲン	食物アレルギー対応食提供の可否 (○×)
① 乳・鶏卵	○
② 乳・鶏卵・小麦・ナッツ類	×
③ 乳だけ、鶏卵だけ	×

【情報共有の同意】

- ☐ 学校教職員・教育委員会・必要に応じて医療機関等で情報共有することについて同意を求める。
- ☐ アレルギーがあることを、クラス全体で情報共有することについて、同意を求める。

教育委員会・学校 → 保護者

学校給食対応の種類の協議・決定

10 学校給食の対応方法

学校給食の対応方法の検討・決定は、市が行う食物アレルギー個別面談にて行い、保護者が食物アレルギー対応申請書（様式6）を提出することで開始されます。

通院経過中に軽快がみられた場合など、保護者が医師と相談をして、学校給食の対応方法の解除や変更をすることができ、それぞれ様式を提出することで可能となります。学校給食の対応方法の解除や変更は、年度の途中でも可能です。

■海老名市立小中学校における学校給食の対応方法は、次の3種類です。

【1】献立表対応

アレルゲン食材が入る献立を家庭と学校で確認しながら除去していく方法。

【2】弁当対応（完全弁当・一部弁当）

多種多様なアレルゲンを有している場合や、重度と診断されている場合に、家庭から完全に弁当を持参する方法と、献立表対応をしていて、除去したものの代わりに栄養を補う目的で、家庭から一部弁当を持参する方法がある。

【3】食物アレルギー対応食（除去食・代替食）

「乳(乳製品)と鶏卵」の二つのアレルゲンを有する児童生徒を対象とし、除去食や、代替食として専用の容器で提供する方法。

■献立表対応の詳細

- 月末に学校から「アレルゲン食品一覧表」と「食物アレルギー確認票」を家庭に配付する。
- 保護者は「食物アレルギー確認票」に除去の必要があるものに赤字で×を記入し、学校へ提出する。
- 教職員、児童生徒は、給食時間前までに教室に掲示してある「食物アレルギー確認票」を確認する。
- おかわりは、食べられる献立のみ可能。保護者が×をつけたものは食べられない。

■弁当対応（完全弁当・一部弁当）の詳細

- 家庭から弁当を持参する。
- 児童生徒の鞆やロッカー等に給食時間前まで個人で保管するため、夏場は保冷バッグ等に入れる工夫が必要。
- 学校の冷蔵庫に弁当を預かることや、温め直すことはできない。

■食物アレルギー対応食の詳細

- 学校生活管理指導表(様式4)において原因食品や除去の根拠に、乳(乳製品)と鶏卵の明記がされていること。その他のアレルゲンが記載されている場合は、提供ができない。
- 食物アレルギー対応食用の献立表と盛りつけ表を月末に家庭へ配付する。
- 給食時間になったら、担任・本人が職員室の決まった場所に受け取りに行く。
- 行程ごとに教職員が所定の場所にサインをする。
- 他の児童生徒が食べている物は、食べられない。

11 給食指導中の注意事項

誤食防止や、飛散による接触防止のために、児童生徒本人（家庭）や、学校が注意することを項目にして示します。

◆献立表対応の内容確認

- ・保護者及び本人は自宅を出るまでに当日の給食内容を確認する。本人及び教職員は、給食時間前までに、教室内に掲示してある「食物アレルギー確認票」を見て当日食べないものが何か（該当しない場合も含めて）確認をする。

◆給食当番の役割の確認

- ・皮膚に触れると症状が出る等で注意が必要な場合は、給食当番の役割を本人の可能な役割にする。

◆配膳時の注意

- ・最初に並んで配膳を行う等、食物アレルギー対応の児童生徒本人も他の児童生徒も注意しやすいような配膳の工夫をする。
- ・本人や他の児童生徒が、「これは食べません」等、声を出して伝え合い確認をするように指導する。
- ・教職員は、間違えて配膳されていないか、目視での確認や声掛けを行う。

◆おかわりを含む喫食時の注意

- ・食べる前に、児童生徒本人は、もう一度間違えて配膳されていないか確認をする。
- ・献立表対応をしている児童生徒は、×が記してあるもの以外のおかわりはできるが、×がついている献立はおかわりをしない。できない。
- ・完全弁当の対応をしている児童生徒には、他の児童生徒が食べているものを提供しない。
- ・食物アレルギー対応食を食べている児童生徒は、他の児童生徒が食べているものは食べられない。おかわりもできない。

◆片付け時の注意

- ・落ち着いて安全に片付けができるよう、順番や方法の配慮や工夫をする。
- ・こぼした場合の掃除や手伝いは、食物アレルギー対応をしている児童生徒にさせない。

◆その他交流給食などの注意

- ・いつもと違う場所で給食を食べる時は、児童生徒本人と教職員が予め確認し安全の確保をする。
- ・給食を食べる場所が変わっても、基本的に注意する事項は変わらない。児童生徒本人及び教職員は、アレルギー確認票等を見て内容を確認する。

◆その他

- ・食物アレルギー症状の程度により、より配慮が必要な場合は食事場所や座席の環境整備を行う。
- ・使用する水道（手洗い場所）を決めておくなど、環境整備を行う。

12 校内体制づくり

食物アレルギー対応委員会(名称は任意)は、学校において校長の指示のもと開催します。開催時期や回数は学校ごとに定めます。職員会議等において兼ねることも可能です。

学校医、教育委員会、栄養教諭等は、必要に応じて参加や助言をします。

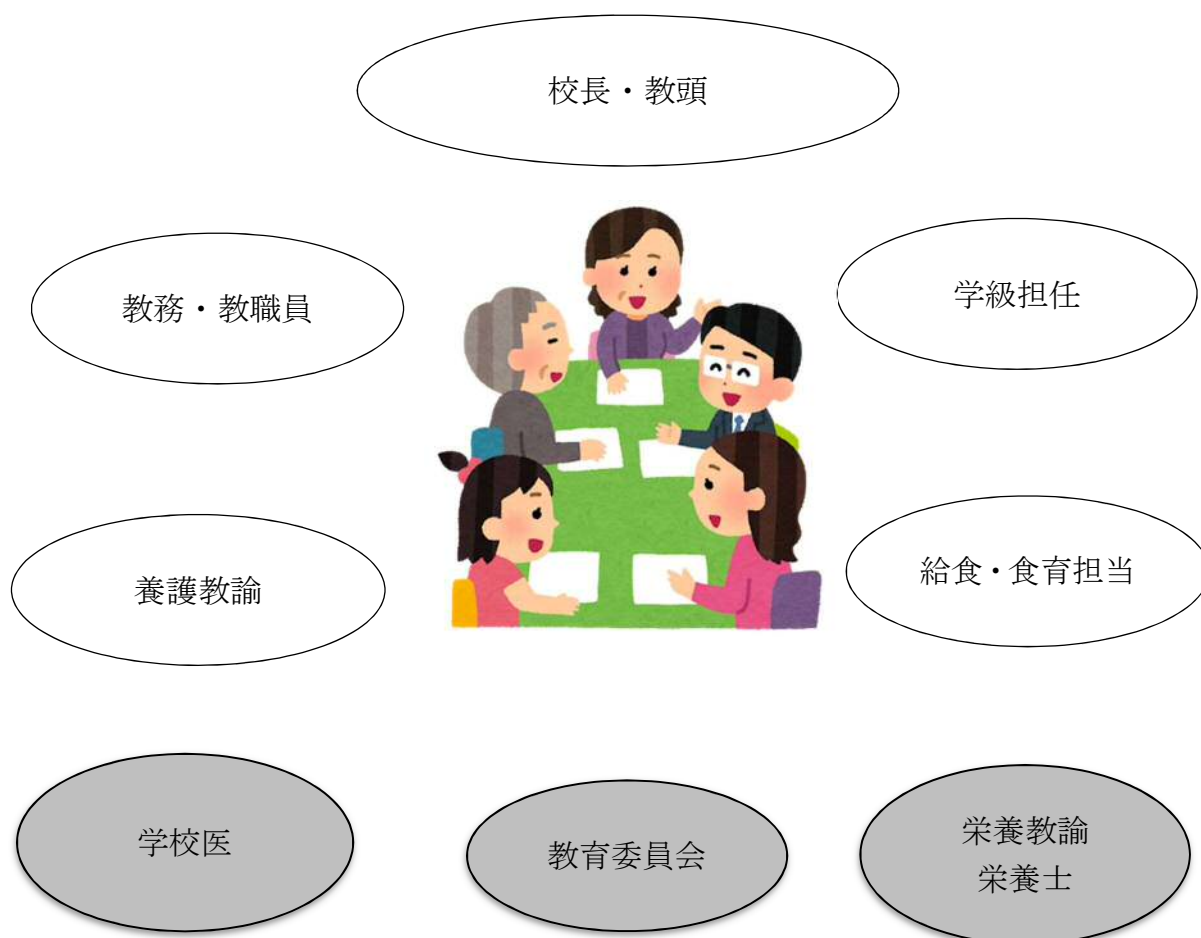
【食物アレルギー対応委員会での確認事項】

- ① 食物アレルギーに対しての学校の考え方
- ② 取り組み実践までの流れ
- ③ 個人情報の管理及び教職員の役割分担
- ④ 児童生徒の個別の具体的な取り組み内容
- ⑤ 緊急時の対応体制



アレルギー対応委員会をしましょう。
資料の準備をしてください。

食物アレルギー対応委員会



13 教職員等の役割分担

校長 ・ 教頭	・関係職員の共通理解を図るために「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会）」及び「海老名市食物アレルギー対応の手引き」に基づき指導する。 ・食物アレルギー対応委員会を設置・招集する。 ・主治医、学校医への継続的な情報提供と協力を依頼する。 ・各様式を取りまとめた「個人ファイル」の管理を行う。 (保管場所・内容は、教職員に周知徹底する。) ・校内研修等を企画する。
教務	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員で連携を図るときの統括役となる。
給食食育担当	・給食時の配慮事項を担当と共に考え、給食時の環境整備について連携を図る。 ・家庭に食物アレルギー対応書類を配付するための準備を行う。 ・食物アレルギー対応書類を確認して取りまとめ、教育委員会に送付する。
養護教諭	・児童生徒に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置方法や、連絡先を学級担任と共有する。 ・食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知する。 ・緊急時対応研修やエピペン研修を計画する。 ・児童生徒の管理している内容について職員に周知する。
学級担任 教職員	・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、養護教諭、給食食育担当との連携を図る。 ・保護者から対応の申し出を受けたら、関係職員に伝える。決定したことは共通理解を図るとともに、緊急時の対応を確認する。 ・「食物アレルギー確認票」を教室内に掲示する。ひと月終わったら、給食食育担当者に原本を渡す。 ・食物アレルギー対応に必要な児童生徒が在籍している場合は、給食前までに「食物アレルギー確認票」にて、「今日は〇〇が食べられないね」等のチェックを行う。 ・食物アレルギーを有する児童生徒に対して共通認識が持てるよう、他の児童生徒に対し、学級で配慮をしながら指導を行い、正しく理解させる。
栄養教諭 栄養士	・学校で行う食物アレルギー個別面談で、対応に必要な児童生徒のアレルゲンや症状、家庭での対応状況を聞き取り、記録を保管する。 ・食材選定時、食材食品のアレルゲンを確認し、保護者へ配付する献立等の資料を作成する際に配慮する。また、必要に応じて保護者等に指導助言を行う。 ・必要に応じて食物アレルギー対応委員会に参加し、指導助言を行う。
学校医	・学校と連携し、必要に応じて専門的観点からの指導助言を行う。
教育委員会	・就学時や、転入時、新規発症時に必要な場合食物アレルギー個別面談の開催をする。 ・学校生活管理指導表を把握し、対応について保護者や学校と相談・決定をする。 ・各学校や、食物アレルギーのある児童生徒の保護者へ、文書提出を依頼する。 ・必要に応じて食物アレルギー対応委員会に参加し、指導助言を行う。

14 日常における指導と配慮

食物アレルギー対応に対して、保護者と密に連絡をとるとともに、保護者は主治医と「学校生活管理指導表」を基にした連携を取り、適切に対応することが必要です。

また、児童生徒の発達段階に応じて、自分で管理する力がつくよう、家庭と学校の双方で指導や助言を行っていくことが大切です。

① 自分自身がアレルギー反応を起こす食品を見分けることができる

自分が食べてはいけない食品や、食べることはできるが量などの制約がある食品について正しく理解する。また、加工食品や調味料などには、原形と違った形でアレルゲンが含まれていることがあることなどを発達段階に応じて理解する。

② 自分自身がアレルギー反応を起こす食品を食べない

アレルギー反応を起こす食品については、その理由を説明して食べないことや、中身がよくわからないものについては食べないことなどを理解する。

③ 自分自身のアレルギー反応を把握できる

食物を摂取することによって生じるアレルギー反応には、皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状、アナフィラキシー症状などがあることを理解し、自分の身体にも同様の反応があった場合は、適切な対処が必要であることを理解する。

④ 自分自身のアレルギー反応に対処できる(薬、周囲への説明など)

アレルギー反応が起きたときには、必ず学級担任等に状況を説明し(友だちを通じての場合も含めて)薬の服用など適切な処置を行う。登下校時の場合は身近な大人に状況を説明する。

【学級内における指導と配慮】

食物アレルギーを有する児童生徒に対応するときに、児童生徒本人の心の負担になることや、他の児童生徒からのいじめや仲間はずれのきっかけにならないよう、学級の実態を踏まえたきめ細かな配慮や指導が大切である。具体的な指導例として次のようなことが考えられる。

- ① 食物アレルギーは、好き嫌いによるものではなく、個人によってアレルギー反応の起きる食品やアレルギー反応の様子は違うこと、場合によっては、生命に関わる重大なことであることを伝える。
- ② 食物アレルギーは、生命に関わることもあるので、児童生徒本人が食べないように、周囲の協力が必要であることを理解させる。
食べなくても、吸い込むことや皮膚に付くだけでもアレルギー反応を起こすことがあると理解させる。

15 その他の学校生活上の留意点

給食の場面以外にも、食物・食材を扱う授業や活動等では注意をしなければならないことがあります。給食には出ない食材のアレルゲン（ピーナッツ、そば）を持ち、給食対応は必要なくてもエピペン®を処方されている場合は、行事中に携行する等管理をする必要があります。

① 教科・遠足・校外学習等

- 調理実習では、使用する食材を保護者へ伝え、保護者はアレルゲンとなる食品が含まれていないかを確認する。
- 児童生徒同士で調理内容を決める際、必ず教職員が食材内容を確認する。
- 遠足等では、弁当や菓子類のやりとりをしないように指導する。
- 校外学習等で飲食店に入って食事をするときは、自分でアレルゲンとなる食品が含まれていないか、店の人に確認をする。わからないものについては食べない。
- 差し入れ等についても、自分でアレルゲンとなる食品が含まれていないかを確認する。わからないものについては食べない。
- 微量の摂取・接触により発症する児童生徒に配慮する。（例：牛乳パックの洗浄、そば打ち体験授業、小麦粘土を使用する授業、食物・植物の栽培、掃除、等）
- 運動により食物アレルギーを発症する児童生徒に留意する。

② 宿泊を伴う学習（野外教育活動・修学旅行等）

- 学級担任は、管理している個別の情報や事前の調査等をもとに、児童生徒の配慮事項について把握する。
- 行事担当者は、旅行業者・宿泊施設等に食物アレルギー対応を依頼・確認する。
- 行事担当者は、宿泊先や昼食場所での食事内容について、行程と共に献立表等の提出を宿泊先や飲食店に依頼する。（代替食が可能かどうかも確認する。）
- 学級担任・学年職員は、取り寄せた資料を保護者に情報提供し、チェックをしてもらう。
- 宿泊施設の児童生徒に使用する枕は「そばがら」でないものを用意してもらう。
- 周辺の医療機関のリストアップをし、緊急時に対応できるように確認しておく。
- 緊急時の連絡体制、対応、搬送先などについて保護者と確認し、全教職員が共通理解を図っておく。（班別行動時は特に連絡体制の徹底を図ること。）

保護者が行うこと

- ・ 事前の調査や、把握において配慮を求めることを学校へ伝える。
- ・ 宿泊先や飲食店での食事内容（献立）が知らされたらチェックをする。
- ・ 自由行動及び班別行動での食事内容については十分に注意するよう子どもへ指導する。
- ・ 症状が出たときの対応、使用する薬、使い方などについて主治医と確認しておく。
- ・ 薬は本人が持参し管理できるようにし、自分で使用できるように説明をしておく。



16 緊急時対応への備え

食物アレルギーの個々に現れる症状は軽度のものからアナフィラキシーを伴うものまで様々です。学校では、人命救助を最優先とした対応をとれるよう、日頃からその手順を理解し、エピペン®の使用方や心肺蘇生の方法などを訓練して備えておく必要があります。

海老名市では、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を基に対応していきます。

① 緊急時に備えた準備

- 飲み薬、エピペン®等がすぐ取り出せるようにしておく。
- 保護者とすぐに連絡がとれるように、連絡先の確認をしておく。
- 慌てずに対応できるように緊急体制について掲示しておく。
- 児童生徒に、いざというときに教室等の移動を求めるため、指示を聞いて協力できるようにしておく。

② 教職員研修・啓発

- 教職員の役割を明確にし、各教職員がそれを理解する。
- 実際に起こることを想定した対応シュミレーション訓練や、エピペン®や心肺蘇生法（AEDの使用を含む）の実技訓練を可能な範囲で毎年行う。

③ 保護者・学校間の連携

- 進学や転学等の場合には、食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報を共有する。

④ 消防機関・医療機関との連携

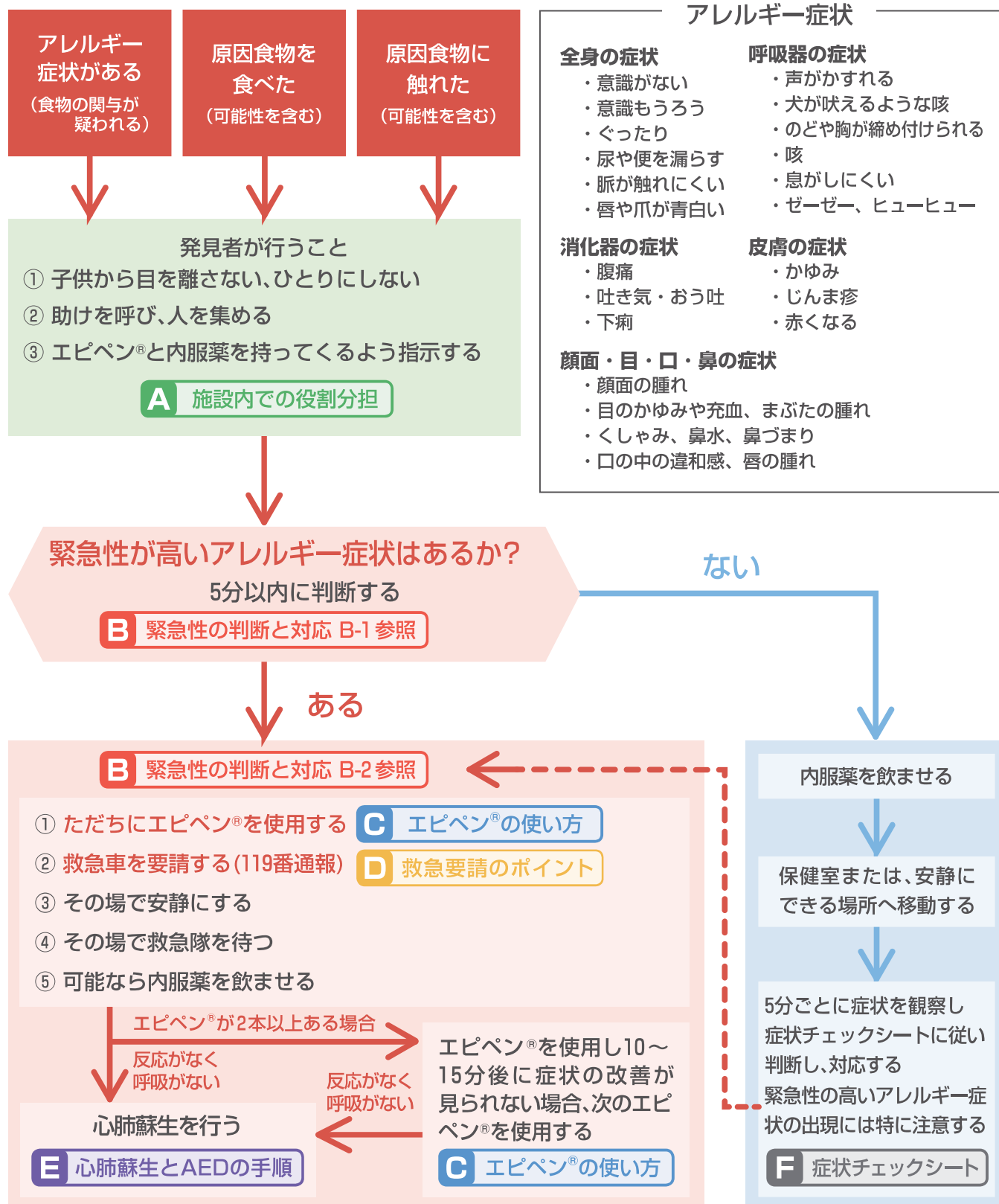
- 保護者同意のもと、消防機関や医療機関に情報を求められた場合には速やかに提供できるようにする。
- 緊急時の対応を時系列に記録し、提供できるようにする。

⑤ ヒヤリハット・事故報告

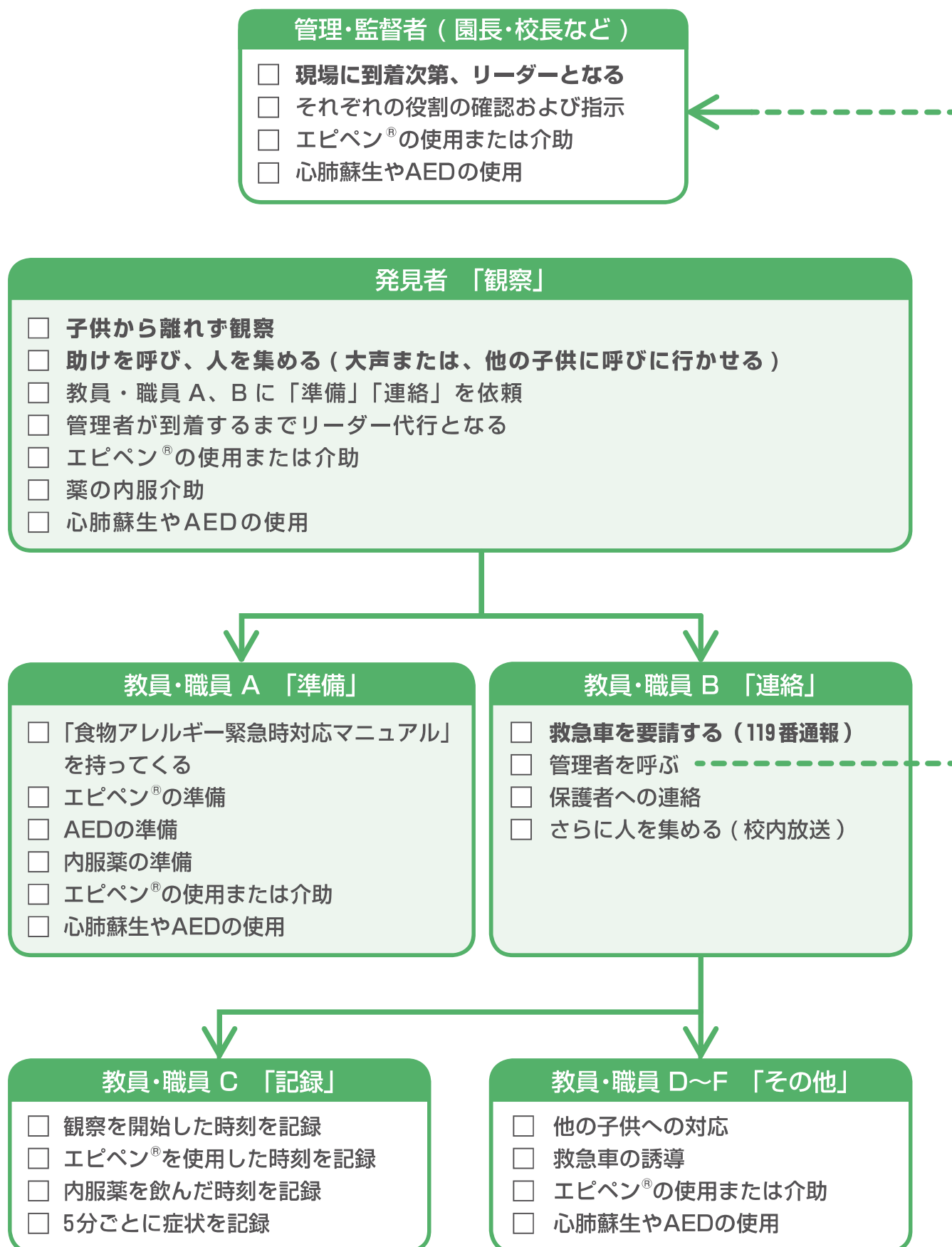
- 学校は、重大な事故までにはなっていないことでも、その手前で起きたこと、防げたであろうことを振り返り、改善の方策を検討する。
- ヒヤリハット事例は、詳細と改善策について個人が特定されないことがないよう配慮をし、市内小中学校において必要に応じて情報共有する。
- 保護者と学校が情報を共有し、適宜相談、対応をする。
- 市教育委員会へ学校長から報告をする。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
 - ☐ 声がかすれる
 - ☐ 犬が吠えるような咳
 - ☐ 息がしにくい
 - ☐ 持続する強い咳き込み
 - ☐ ゼーゼーする呼吸
- (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン[®]を使用する！

➡ **C** エピペン[®]の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

➡ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン[®]を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➡ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー” で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合

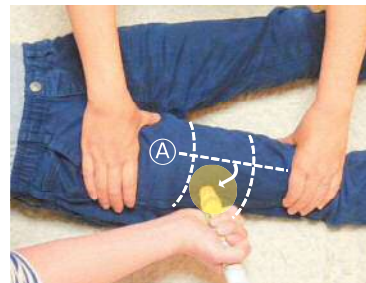


介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



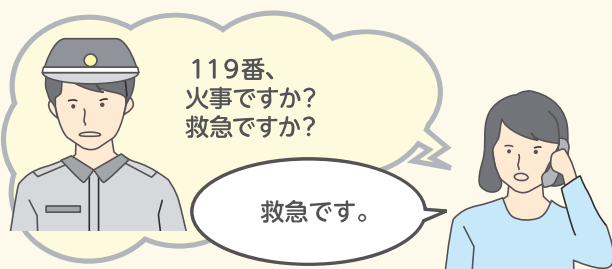
座位の場合



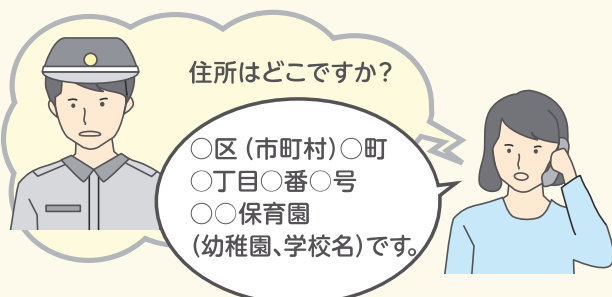
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

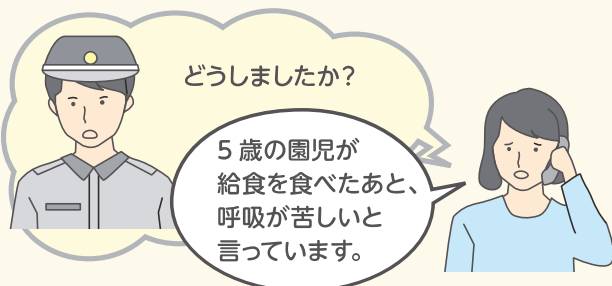


②救急車に来てほしい住所を伝える



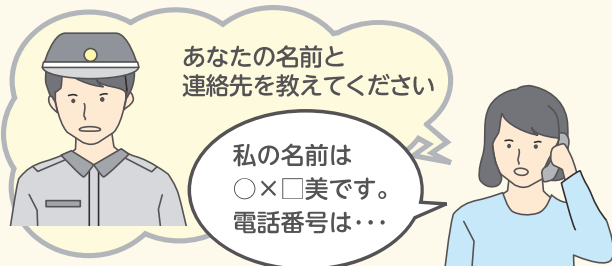
住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える



※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

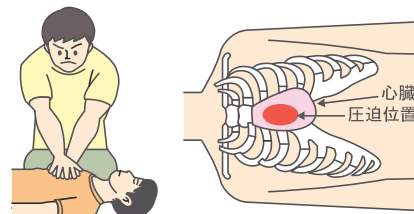
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く(胸の厚さの約1/3)
- ◎速く(100~120回/分)
- ◎絶え間なく(中断を最小限にする)
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

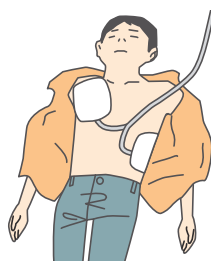


【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ



【AED装着のポイント】

- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う



【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける



【ショックのポイント】

- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の 症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器 の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器 の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・ 鼻・顔面 の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の 症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。神奈川県等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン[®]、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン[®]や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン[®]使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（平成 30 年 東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 財団法人日本学校保健会発行）



この冊子は東京都健康安全研究センターの許諾を得て作成しました（一部修正）。

【承認番号 2 健研健第 7 9 8 号】

様式集

様式等管理方法一覧表

名称		配付・回収時期等	保管場所	保管年限
様式 1	食物アレルギー調査票	教育委員会が就学時健康診断前に郵送し、就学時健康診断日当日に回収。	＜原本＞ 教育委員会	児童生徒在籍中 最大 9 年
様式 2	食物アレルギー調査票 (転入生・新規発症用)	転入時・・・市窓口サービス課及び学校が配付し、学校が回収。 新規発症時・・・学校が配付し、回収。	＜原本＞ 教育委員会	児童生徒在籍中 最大 9 年
様式 3	食物アレルギー個人調査票 (小学校のみの書類)	教育委員会が就学時健康診断時及び市食物アレルギー学校給食対応説明会で配付・回収。その後教育委員会は学校へ送付。	＜原本＞ 学校	児童在籍中
様式 4	学校生活管理指導表	教育委員会及び学校が次の場合に配付し、回収。 ・就学時健康診断時 ・新規発症時 ・更新時	＜原本＞ 学校 ＜写し＞ 教育委員会	児童生徒在籍中
様式 5	アドレナリン自己注射 (エピペン®) に関する 依頼書	学校が食物アレルギー個別面談及びエピペンに関する個別面談時に配付し、回収。	＜原本＞ 学校	児童生徒在籍中
様式 6	学校給食食物アレルギー 対応申請書	教育委員会及び学校が食物アレルギー個別面談時及び対応の変更時に配付し、回収。	＜原本＞ 教育委員会 ＜写し＞ 学校	児童生徒在籍中 最大 9 年
様式 7	学校給食食物アレルギー 対応解除届	学校が、保護者より対応解除の連絡を受けた時に配付し、回収。	＜原本＞ 教育委員会 ＜写し＞ 学校	児童生徒在籍中 最大 9 年
その他	学校給食費還付申請書	教育委員会が食物アレルギー個別面談時に配付し、その場で回収。	＜原本＞ 教育委員会	児童生徒在籍中 最大 9 年

就学前児童保護者 様

食物アレルギー調査票

本調査票は給食対応を検討する基礎資料となりますので、お子さまの現在の状況について
必ず保護者が記入し、全員ご提出ください。

なお、在学中にあらたに食物アレルギーと診断を受けた場合は、学校までご連絡ください。

入学予定校	海老名市立〔 〕小学校	お知らせの 整理番号	
ふりがな		性別	男・女
児童氏名			

★次の問いの該当するものに○印をつけてください。

問1 現在、お子さまに食物アレルギーはありますか。

はい ・ いいえ

～～～「はい」とお答えいただいた方は「問2」以下の質問へおすすみください。～～～

問2 食物アレルギーの状況についてご記入ください。

原因となる食物名

問3 食物アレルギーで医師の診断を受けたことがありますか。

ある ・ ない

問4 アナフィラキシーを起こした経験がありますか。

ある ・ ない

問5 幼稚園又は保育園に通園している場合、お子さまは給食でアレルギー対応をしていますか。

※アレルギー対応とは、「一部メニューの除去」又は「弁当持参」又は「除去食や代替食」をすることを指します。

している ・ していない

※なお、問1の質問 「現在、お子さまに食物アレルギーはありますか。」に「はい」と回答された方は、当日、就学時健康診断結果のお知らせの後、職員より必要書類をお受け取りください。

本調査票は給食対応を検討する基礎資料となりますので、お子さまの現在の状況について必ず保護者が記入し、全員学校へご提出ください。

なお、在学中にあらたに食物アレルギーと診断を受けた場合は、学校までご連絡ください。

学校名	海老名市立〔 〕学校		年	組
ふりがな				
児童生徒氏名			男 ・ 女	

問1 現在、お子さまに食物アレルギーはありますか。

～～～「はい」とお答えいただいた方は「問2」以下の質問へおすすみください。～～～

問2 食物アレルギーの状況についてご記入ください。

原因となる食物名

問3 食物アレルギーで医師の診断を受けたことがありますか。

ある ・ ない

問4 アナフィラキシーを起こした経験がありますか。

ある ・ ない

問5 以前通園・通学していた場所でお子さまは給食でアレルギー対応をしていましたか。
※アレルギー対応とは、「一部メニューの除去」又は「弁当持参」又は「除去食や代替食」をすることを指します。

していた ・ していない

食 物 ア レ ル ギ ー 個 人 調 査 票

ふ り が な
児 童 氏 名

男 ・ 女

生 年 月 日 平 成 ・ 令 和 年 月 日

年 組	1 年 組	2 年 組	3 年 組	4 年 組	5 年 組	6 年 組
記 入 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

★この個別調査票は、6年間使用します。

★新たに変更がある場合には、二重線を入れて赤で記入し、学年の特記事項欄に詳しくその旨をお書きください。

★変更がない場合には、特記事項欄に斜線をいれて提出してください。

★記入年月日を入れて提出をお願いいたします。

海 老 名 市 立

小 学 校

食物アレルギーの原因食物は何ですか。	食物名	アフィニティー ジョックの有無	摂取した際の症状
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	
		有・無	
アレルギー検査を受けたことはありますか。	□ない		
	□ある → ・検査を受けた時期（ 年 月） ・検査の内容 □IgE 抗体検査 □食物負荷試験 □その他 ・検査の結果 陽性の食物名（ ）		
現在除去中の食物はありますか。	□ない		
	□ある	除去中の食物はなんですか。 また、その判断はどなたが行っていますか。	※食物名とその判断者について 記入例を参考にご記入ください。 ①医師 ②保護者 ③その他（ ）
	例）卵→①		
運動で症状を発症したことはありますか。	□ない		
	□ある →	□食事との関連あり □食事との関連なし	
症状が出たときに使用する薬はありますか。	□ない		
	□内服薬（薬品名 ） □ぬり薬（薬品名 ） □アドレナリン自己注射（エピペン®） □その他（薬品名 ）		
学校生活上、配慮することはありますか。	□ない		
	□給食について []		
	□運動について []		
	□その他 []		

特記事項 ※変更がない場合は、斜線を引いてください。

1 年	2 年	3 年
4 年	5 年	6 年

ふりがな 児童氏名			
住 所			
緊急連絡先 必ず連絡がつくところ	氏 名	続柄	電話番号
	①		
	②		
	③		
	④		

かかりつけ 医療機関名	医療機関名	電話番号
	主治医名	ID（カルテ）番号

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を全職員及び教育委員会で共有することに同意します。

保護者署名 _____

表
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日提出

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なものは、給食対応が困難となる場合があります。		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他		鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清凝固カルシウム 小麦：醬油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつく）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ビーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の实類 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他1 12. その他2		【除去根拠】 該当するものを全てく）内に記載 ① 明らかでない状態の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ 皮膚体等検査結果陽性 ④ 未摂取 く）に具体的な食品名を記載 すべて・エビ・カニ すべて・クルミ・カシュー・アーモンド		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	
D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他		E その他の配慮・管理事項（自由記述）		医療機関名	
病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 2. ステロイド吸入薬・長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 3. その他 B-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 2. その他 B-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服		A 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項（自由記述）		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
（あり・なし） アナフィラキシー		（あり・なし） 食物アレルギー		（あり・なし） 気管支ぜん息	

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
アレルギー性皮膚炎 (あり・なし) 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：固癬に問わず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 * 軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 * 強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 治療 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 3. プロトピック® 4. その他 () 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 3. プロトピック® 4. その他 () 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 () 常用する注射薬 1. 生物学的製剤		A フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項 (自由記述)		医師名 医療機関名
アレルギー性結膜炎 (あり・なし) 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()		A フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項 (自由記述)		医師名 医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし) 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()		A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項 (自由記述)		医師名 医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

アドレナリン自己注射(エピペン®)に関する依頼書

海老名市立

学校長

あて

年

月

日

保護者氏名

下記児童・生徒におきましては、医師から食物アレルギーと診断され、アドレナリン自己注射薬が処方されていることから、学校においても管理していただきますよう依頼いたします。

記

学校名	海老名市立	学校
学年・組	年	組
児童生徒氏名	男 ・ 女	
生年月日	平成・令和	年 月 日
内容	1. 使用薬剤 エピペン® 2. 管理方法及び保管場所 あてはまる箇所に☑をつけてください。 ☐ 本人の鞆の中に入れて保管し、常時携行します。 ☐ 学校の定める場所（ ）に保管してください。 ☐ その他	

☐新規 ☐変更

学校給食食物アレルギー対応申請書

学 校 名	海老名市立 学校
学年・組	年 組
児童生徒氏名	男 ・ 女
除去する食材	
対応内容	あてはまる箇所に、☒をいれてください。 ☐献立表対応 { アレルゲン食品一覧表配付 食物アレルギー確認票の配付と提出 } ☐弁当対応 (☐完全弁当 ・ ☐一部弁当) ☐食物アレルギー対応食（対応食用の献立表、もりつけ表配付）

これらのとおり、食物アレルギー対応の申請をいたします。

年 月 日

保護者氏名

【 確 認 欄 】

受付日 年 月 日											
校 長		教 頭		教 務 担 当		養 護 教 諭		担 任		食 給 栄 栄 育 食 養 担 担 教 当 当 士 諭	

学校給食食物アレルギー対応解除届

学 校 名	海老名市立 学校
学年・組	年 組
児童生徒氏名	男 ・ 女
解除内容	あてはまる箇所に☑をいれてください。 ☐ 食物アレルギー対応の必要がなくなったため解除します。 ☐ 食物アレルギー自体は残るが、自己管理が可能な状態になったため対応を解除します。
医療機関名 医 師 名	【保護者記入】

これらのとおり、医師と相談の上、解除の届け出をいたします。

年 月 日

保護者氏名 _____

【 確 認 欄 】

受付日 年 月 日											
校 長		教 頭		教 務 担 当		養 護 教 諭		担 任		食 給 栄 栄 育 食 養 養 担 担 教 当 当 士 諭	

その他

この用紙は、教育委員会が食物アレルギー個別面談時に配付し、その場で回収するものです。

学校給食費還付申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 宛

食物アレルギーのため、給食費の還付を希望します。

学校名： 学校 (年度入学)

児童生徒氏名 []

保護者氏名 []

連絡先 電話番号 []

海老名市食物アレルギー対応の手引き

初 版 発 行	平成 25 年 7 月
第一次改訂版発行	平成 28 年 3 月

海老名市教育委員会 教育部就学支援課
〒243-0422 神奈川県海老名市中新田 377
えびなこどもセンター 2 階